

葛巻町告示第16号

葛巻町中小企業者等物価高騰対策省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

葛巻町長 鈴木 重 男

葛巻町中小企業者等物価高騰対策省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受ける葛巻町内の中小企業者の負担軽減及び二酸化炭素排出量の削減を図り、脱炭素社会の実現に資することを目的に、省エネルギー設備導入に要する経費に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和 35 年葛巻町規則第 5 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により葛巻町中小企業者等物価高騰対策省エネルギー設備導入支援補助金（以下、「補助金」という。）を交付する。

(補助金交付対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる中小企業者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有し事業を営む個人
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第28条第 1 項及び附則第 3 条の規定に基づき、同法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類大分類のうち、別表 1 に定める事業を行う者
- (3) 補助金の交付後、少なくとも 1 年以上町内で事業を継続する意思を有する者
- (4) 対象設備に関して、他の補助金又は助成金もしくは交付金等の交付を受けていない者
- (5) 葛巻町暴力団排除条例（平成24年葛巻町条例第12号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者

(7) 町税、使用料及び手数料を滞納していない者

(補助対象及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 事業所兼住居に設備を導入する場合は、事業の用に供する部分に設置するものに限り、補助対象とする。

3 別表2に定める交付対象事業は、同一の申請において、それぞれの区分を併せて実施することができる。この場合における補助金の額は、それぞれの事業ごとに算定した額の合計とする。

4 補助金の交付申請は、同一の申請者につき1回限りとする。

(対象設備の導入)

第4条 対象設備の導入にあたっては、次に掲げる要件の全てを具備しなければならない。

(1) 導入にあたり設置工事を伴うこと。

(2) 購入する対象設備が中古品でないこと。

(3) リース契約による導入でないこと。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金を取り消す又は返還を求めることができる。

(1) 町長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、または申請について不正の行為を行ったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 設備の導入後1年未満で事業を廃止したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付を取り消され、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表3のとおりとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年度及び令和8年度事業に適用し、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条の規定については、同日後もその効力を有する。

別表 1 (第 2 条関係)

記号	名称
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス業
R	サービス業（他に分類されないもの） （中分類 93 政治・経済・文化団体、94 宗教、96 外国公務を除く）

別表 2 (第 3 条関係)

交付対象事業	交付対象経費	補助金の額
LED照明設備	既存の従来型照明設備からLED照明設備への電気配線工事等を伴う交換工事に係る経費。ただし、電球、蛍光管その他光源及び灯具のみの交換は対象外とする。	導入費用の 5 分の 4 以内の額とし、補助金は 1,000 万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)
高効率給湯器	自然冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池システム給湯器、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器、太陽熱利用温水器及び強制循環型ソーラーシステムの導入に係る経費。	導入費用の 5 分の 4 以内の額とし、補助金は 50 万円を限度とする。 ただし、店舗部分と住居部分の共用設備である場合は、導入費用の 5 分の 2 以内の額とし、25 万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)

別表 3 (第 6 条関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	葛巻町中小企業者等物価高騰対策省エネルギー設備導入支援補助金申請書 (添付書類) ア 見積書の写し イ 業種が確認できる書類 ウ 導入設備の仕様書が分かる書類 エ 既設設備及び設置予定箇所の写真等 オ その他、町長が必要と認める書類	第 1 号	1 部	事業開始の日から起算して 30 日前まで

<p>規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類</p>	<p>葛巻町中小企業者等物価高騰対策省エネルギー設備導入支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書 （添付書類） ア 対象経費の内訳が分かる書類（内訳書、見積書又は請求書） イ その他、町長が必要と認める書類</p>	<p>第 2 号</p>	<p>各 1 部</p>	<p>変更（中止、廃止）の理由の生じた日から 15 日以内</p>
<p>規則第 13 条第 1 項の規定による書類</p>	<p>葛巻町中小企業者等物価高騰対策省エネルギー設備導入支援補助金交付請求書 （添付書類） ア 領収書の写し イ 対象経費の内訳が分かる書類（内訳書等）</p>	<p>第 3 号</p>	<p>1 部</p>	<p>事業完了の日から起算して 30 日以内</p>